

令和2年度

港湾空港関係工事の申請様式に関する留意点

令和2年3月

四国地方整備局 港湾空港関係

申請様式に関する留意点について(配置予定技術者における誓約書)

※R元年度と変更なし

様式－4－3

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
四国地方整備局次長 殿

〇〇建設株式会社
代表者 〇〇 〇〇 印

配置予定技術者における誓約書

本工事の配置予定主任（監理）技術者「〇〇 〇〇」については、本工事を受注した際は、間違いなく当人を配置することを誓約致します。【常時記載】

(技術指導者を配置する場合のみ記載)

また、本工事の配置予定技術指導者「〇〇 〇〇」については、本工事を受注した際は、間違いなく当人を専任で配置することを誓約致します。

【専任：技術指導者を配置する場合に記載】

(技術指導者を配置する場合のみ記載)

また、本工事の配置予定技術指導者「〇〇 〇〇」については、本工事を受注した際は、間違いなく当人を他工事含む技術指導者の兼務3件以内で、配置することを誓約致します。

【非専任：技術指導者を配置する場合に記載】

※) 本様式の提出がない場合は、
参加資格を認めない。

- ・配置予定の主任(監理)技術者及び技術指導者について必要事項を記載のうえ必ず提出してください。
- ・添付がない場合は、参加資格を認めません。
- ・「また、本工事の…誓約いたします。」は、技術指導者を配置する場合のみ記載してください。

申請様式に関する留意点について(災害時の復旧支援体制の確保1/2)

※R元年度と変更なし

国四整品確第〇〇号
令和〇年〇月〇日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に、貴社より申請のあった、下記の船舶が、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書交付申請要領（令和元年6月3日）に示される「船舶保有」であることを確認したので本書を交付する。なお、本書の有効期限は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

記

主作業船種別

船舶名称

保有形態

船籍港・定係港

【船舶保有確認書の有効期限】

四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室制定 「災害時の復旧支援体制の確保」における船舶保有確認書交付申請要領第10条(船舶保有の有効期限)
船舶保有確認書を交付した日から2年間を有効期限とする。

・船舶の保有に係る事前申請確認を行うことにより、四国地方整備局港湾空港部品質確保室長が発行する「災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書」の写しを提出してください。
添付がない場合は評価されません。

申請様式に関する留意点について(災害時の復旧支援体制の確保2/2)

※R元年度と変更なし

様式－6

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

四国地方整備局次長 殿

〇〇建設株式会社
代表者 〇〇 〇〇 印

災害時の復旧支援体制の確保における誓約書

(主作業船が自社保有の場合)

- （主作業船の種別及びその船名を記載）は、自社保有であり、競争参加資格確認資料の提出期限日においても継続していることを誓約致します。

(主作業船が共有船の場合)

- （主作業船の種別及びその船名を記載）は、共有船であり、契約（協定）期間については、自動更新であり契約（協定）期間が、競争参加資格確認資料の提出期限日においても継続していることを誓約致します。

(主作業船が傭船の場合)

- （主作業船の種別及びその船名を記載）は、傭船であり、契約期間については、自動更新であり契約期間が競争参加資格確認資料の提出期限日においても継続していることを誓約致します。

※「誓約書」は競争参加資格確認資料の提出期限日においても契約が継続していることを証明するために添付するものとし、「災害時の復旧支援体制の確保」における船舶保有確認書交付申請要領(四国地方整備局港湾空港部品質確保室制定)に基づいて、船舶保有と確認したものに対して発行する「船舶保有確認書」と共に、添付がない場合は災害時の復旧支援体制の確保は評価しない。

・競争参加資格確認申請時に「災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書」(前頁参照)の写しと併せて、保有形態(自社保有、共同保有又は傭船の契約(協定)期間)が継続されていることの確認を行う「災害時の復旧支援体制の確保における誓約書」(様式－6)を提出してください。

添付がない場合は評価されません。

申請様式に関する留意点について(工事に使用する作業船1/2)

※R元年度と変更なし

(様式-7)

工事に使用する作業船の申請

1. 環境性能の高い作業船使用の有無	・有 ・無
2. 上記作業船の保有形態	・自社保有 ・共有(OO%) ・その他
<small>※1 環境性能の高い作業船使用が無に該当する場合でも、保有形態がその他以外に該当する場合は、2. 以下を記載のこと。(工事に使用する作業船に設置された原動機一覧除く)</small> <small>※2 共有(共同保有)の場合は、持ち分(出資)比率を記載のこと</small> <small>※3 その他とは借上、リース(ファイナンスリース除く)、下請保有を指す</small>	
3. 上記作業船の申請時における在港場所	OO港
4. 作業船の諸元 船種：起重機船 船名：OO号 推進形態：非自航式 規格・能力等：OO t 吊	

工事に使用する作業船に設置された原動機一覧

記載例 駆動部	型式番号	機関の種類	基数	備考
推進部	6EY26LW	ディーゼル機関 720kw/2250rpm	1	
スパッド部	00HS00FU	OO機関 OOkw/OOrpm	1	
吊り上げ部	12GX34KW	OO機関 OOkw/OOrpm	1	

(様式-7) 留意事項

- ※ 環境性能の高い作業船使用が無く、保有形態がその他に該当する場合は、本様式の提出は必要ない。
- ※ 本様式の3. 上記作業船の申請時における在港場所、4. 作業船の諸元を記載した場合には、申請した作業船となるため留意すること。
- 1) 環境性能達成の有無については、作業船に設置された原動機の窒素酸化物の放出量にて判断するため、一覧表に記載した原動機各々に対する「国際大気汚染防止原動機証書及び国際大気汚染防止原動機証書の追補一式」の写しとそれに伴う作業船の写真(船名がわかるもの)ならびに原動機の写真(形式番号がわかるもの)を添付すること。なお、上記資料の添付がない場合は加点の対象としない。
- 2) 工事に使用する作業船に設置された原動機一覧には、作業船建造時に設置された原動機もしくは建造時に設置された原動機を撤去した場合は、代替えとして設置された原動機すべてを記載すること。なお、いずれかの原動機において、環境性能を達成(国際大気汚染原動機証書及び国際大気汚染防止原動機証書の追補に記載されている放出基準値が1次規制又は2次規制に関わらず「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準(2次規制)」以下の放出量を満足しているもの)していない場合は、加点の対象としない。
- 3) 自社保有船舶とは、100%自社所有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社100%所有の船舶又は親会社と共有で100%所有している船舶をいう。また、申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、且つ、実態として申請者が建造費を含めたりース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース)船舶も自社保有船舶に含めることができる。
- 4) 作業船を子会社が保有又は子会社と共有している場合は、親会社が子会社の株式を保有していることを確認できる資料として「株主名簿記載事項証明書」の写しを添付すること。
- 5) ファイナンスリースについては、リース契約書及びリース会社に購入を選択した旨の「通知書」の写しを添付すること。
- 6) 共有船舶については、当該船舶の所有あるいは所有船舶の現行機能を保持するに当たり、新造、改良または機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担している船舶をいう。なお、申請された作業船については、原則、本工事の契約期間中における共有保有率の変更手続きは認めない。
- 7) 作業船の所有者が確認できる資料として「船舶検査証書」「造船契約書」「譲渡証明書」「売買契約書」「船舶登記簿謄本」「登録事項証明書」「建設機械登記」「納税証明書(必要に応じて、償却資産種類別明細書、償却資産申告書(償却資産課税台帳)、種類別明細書(増加資産・全資産用)等を添付)」のいずれかの写しを添付すること。
- 8) 作業船の共有及び持ち分(出資)比率が確認できる資料として「船舶登記簿謄本」「登録事項証明書」「建設機械登記」「共同保有契約書」「共有協定書」のいずれかの写し(船名に加え、共有保有者全員の社名及び持分比率が確認できる部分)を添付すること。なお、「共同保有契約書」及び「共有協定書」において契約(協定)期間が自動更新の場合で、契約(協定)書に記載されている契約(協定)期間末日が競争参加資格確認資料の提出期限日よりも短いものは、競争参加資格確認資料の提出期限日において契約(協定)期間が継続されることの誓約書(様式-7別紙)を添付すること。
- 9) 上記添付資料の提出にあたっては、申請に必要な箇所以外はマスキングしても差し支えない。
- 10) 下請予定会社については、競争参加資格申請時には下請予定会社名の宣言だけで可とするため、競争参加資格申請時に下請締結等に関する書類の提出は求めない。このため下請予定会社が保有する作業船を申請する場合は、船種及び船名のみの確認を行うため、所有者名を必ずマスキングすること。
- 11) 複数の作業船を申請する場合は、申請する作業船毎に本様式を作成し、提出すること。この場合評価点の一番低い作業船を加算の対象とする。
- 12) 申請した作業船のうち、いずれかについては当該工事で使用する履行義務が課せられるので留意すること。なお、申請した作業船の評価点が0点の場合にも、履行義務が課せられるので留意すること。

・様式内の留意事項に基づき、証明資料を添付してください。

※R元年度と変更なし

様式－7別紙

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
四国地方整備局次長 殿

〇〇建設株式会社
代表者 〇〇 〇〇 印

「工事に使用する作業船の申請」における共有船に係る
契約(協定)期間が継続されていることの誓約書

(主作業船が共有船の場合)

- (主作業船の種別及びその船名を記載)は、共有船であり共同保有契約書(又は共有協定書)写しを添付しておりますが、契約(協定)期間については、自動更新であり契約(協定)期間が、競争参加資格確認資料の提出期限日においても継続していることを誓約致します。

・工事に使用する作業船の申請(様式－7)で主作業船が共有船の場合で、確認資料として「共同保有契約書」「共有協定書」のいずれかで証明する際、契約(協定)期間が自動更新の場合で、契約(協定)書に記載されている契約(協定)期間末日が競争参加資格確認資料の提出期限日よりも短いものは、競争参加資格確認資料の提出期限日において契約(協定)期間が継続されていることの誓約書(様式－7別紙)を添付してください。

添付がない場合は評価されません。

* 主作業船が共有船の場合で、契約期間が自動更新のため契約(協定)書に記載されている契約(協定)期間末日が、競争参加資格確認資料の提出期限日よりも短いものは、競争参加資格確認資料の提出期限日においても契約が継続していることを証明するために添付するものとし、添付がない場合は評価しない。

申請様式に関する留意点について(技術提案の記載様式)

(様式－5－1)

※R元年度と変更なし

施工計画書（技術提案書）

<工事名：○○港○○地区岸壁築造工事>

会社名：

表の体裁の見直し(R元年度4月より)

- ・「本施工計画が適正と認められた場合には、本施工計画に基づいて施工しなければならない。」を留意事項に移動。
- ・表枠内文字を横書きから縦書きに見直し。
- ・NETIS欄を実績欄に見直し。

実績欄は留意事項を参照のうえ該当無ければ削除可。

特定評価項目「
」

着目点	①「○○○○」	提案タイトル	○○○○
具体的提案内容	【理由（目的）】 【内容】 【（標準案との）相違点】		
効果			
実績	留意事項 注14（参照）		

提案1

着目点	②「○○○○」	提案タイトル	○○○○
具体的提案内容	【理由（目的）】 【内容】 【（標準案との）相違点】		
効果			
実績	留意事項 注14（参照）		

提案2

着目点	③「○○○○」	提案タイトル	○○○○
具体的提案内容	【記載の留意事項】 「技術提案」は、特定評価項目毎に3提案を 1頁以内に記載すること。		
効果			
実績	留意事項 注14（参照）		

提案2

自由提案	④「○○○○」	提案タイトル	○○○○
具体的提案内容	【理由（目的）】 【内容】 【（標準案との）相違点】		
効果			
実績	留意事項 注14（参照）		

提案3

申請様式に関する留意点について(配置予定技術者の申請1/2)

様式-4-1

主任(監理)技術者の資格・施工経験等

※R元年度と変更なし

項目\氏名	氏名〇〇〇〇主任技術者(監理技術者):会社名	氏名〇〇〇〇技術指導者:会社名 (技術指導者を配置する場合のみ記載)
年齢	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳) 平成31年4月1日時点	
最終学歴	〇〇〇〇〇〇〇〇科 □□年卒業	
法令による免許	〇級土木施工管理技士 (取得年月日・登録番号) 提出期限日時点の取得経過年〇年 補助者の場合にのみ記載すること (取得年月日・登録番号) 監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証(最新交付年月日・登録番号)	※配置予 指導者は、各1名まで記載すること。複数申請を行つ
CPD(継続教育)の実施状況	下記の団体のCPDにおいて、過去5年間で学習したユニット数が50ユニット以上の実績を記載し、その証明書類を添付すること。 ・(社)全国土木施工管理技士会連合会 ・(社)日本技術士会 ・(社)日本建築士会連合会 ・建築設備士関係団体CPD協議会 ・(社)土木学会	※技術指導者を配置する場合は、氏名の右側に技術指導者と記載すること【例】氏名〇〇〇〇技術指導者:会社名〇〇建設
施工同種工事の事概要	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	〇〇県〇〇市(〇〇港)
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
	受注形態等	単体/〇〇・〇〇共同企業体(出資比率〇〇%主・副)
	契約工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
	工事着手日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	検査日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	工事の全面的な一時中止期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
	工場製作のみの期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
工事成績点	〇〇点	
従事役職	現場代理人、主任(又は監理)技術者、現場担当者	
技術者の従事期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日	
同種工事事概要等	1.施設名 2.工事概要 3.規模・寸法 4.施工条件等 CORINS登録の有無	記載方法については(様式-2)に準ずる。 有(登録番号)・無
優秀建設技術者表彰の有無	有(表彰名、工事名称(表彰者年月日))・無	
海事功労者(安全管理優良技術者)表彰の有無	有(表彰名、工事名称(表彰者年月日))・無	
複数工事への重複申請の有無	有・無	

次ページ参照

※本様式に配置予定技術者1名及び技術指導者1名(配置する場合)を記載すること。なお、複数申請を行った場合は実績として認めない。

※技術者の従事期間と契約工期が一致しない場合は、該当工種を明示した実施工程表を必ず添付すること。該当工種の明示が無い場合は、「同種工事の施工実績」欄に「同種性の認められる工事」及び「より同種性の高い工事」の実績として認めない。ただし、次の①②いずれかに該当する場合は実施工表の添付を省略できる。

①工事着手日から契約期末まで従事していなかった場合。(初期外の完成検査を含む)

②工事着手日から工期内の完成検査日まで従事していなかった場合。ただし、完成検査日が確認できる資料(検査結果通知書、引渡書、請負工事成績評定通知書等)を提出すること。

※技術者の従事期間と契約工期が一致しない場合は、該当する「工事現場への専任必要ない期間」を含む工事を申請する場合は、発注者と建設業者の間で取り交わした書面により、その期間が明確に確認できる設計図書もしくは打合せ記録等の資料を添付すること。

なお、添付が無い場合は、契約工期を基本に従事期間を判断するものとする。

③工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

④橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の機器品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

※工事着手日とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等)の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む。)の初日をいう。

※同種工事の施工経験(実績)認められるため必要な従事期間)

-従事状況が工事着手日から工期末まで(初期外の完成検査の場合は完成検査日まで)の期間の50%以上且つ、該当工種に従事していることが確認できない場合は、実績として認めない。(%は小数点以下切り捨て)

※「同種性の認められる工事」及び「より同種性の高い工事」(実績)認められるために必要な従事期間)

-従事状況が、工事着手日から工期末まで(初期外の完成検査の場合は完成検査日まで)の期間の50%以上且つ、該当工種の従事期間が100%従事していることが確認できない場合は、実績として認めない。(%は小数点以下切り捨て)

※純土量の確認出来る資料にて、特許仕様書の数量を必ず添付すること。「実績要件やより同種性の評価で純土量を求める場合のみ記載する」

※工事成績点は地方整備局の発注した工事である場合のみ記載すること。

※技術指導者を配置する場合は、氏名の右側に技術指導者と記載すること。【例】氏名〇〇〇〇技術指導者:会社名〇〇建設

※配置予定技術者(技術指導者を配置する場合は技術指導者)が「施工経験を求める期間」及び「技術者表彰の対象期間」中に「産前産後休業及び育児休業」を取得している場合は、「施工経験を求める期間」及び「技術者表彰の対象期間」に当該休業の取得期間に応じた期間(「休業に伴う期間の考え方」を参照)を加えることができる。この場合においては、「産前産後休業及び育児休業」を取得したことを認める資料を提出すること。

※CORINS登録の有無で「無」に該当する場合は、様式-4-1-1 従事証明を提出すること。【青字:WTOでは削除】

※申請時点における配置予定技術者(技術指導者含む)の複数工事への重複申請の有無について、該当する方に「〇」を記入すること。

・複数申請から1名申請(技術指導者含む)と見直し、「工事の全面的な一時中止期間、工場製作のみの期間」の欄を追加しました。様式内の留意事項に基づき、証明資料を添付してください。



※R元年度と変更なし

[様式留意事項の見直し箇所(抜粋)]

※本様式に配置予定技術者1名及び技術指導者1名(配置する場合)を記載すること。なお、複数申請を行った場合は実績として認めない。

※技術者の従事期間と契約工期が一致しない場合は、該当工種を明示した実施工程表を必ず添付すること。該当工種の明示が無い場合は、「同種工事の施工経験」、「同種性の認められる工事」及び「より同種性の高い工事」の実績として認めない。ただし、次の①②いずれかに該当する場合は実施工程表の添付を省略できる。

①工事着手日から工期末日まで従事していた場合。(工期外の完成検査を含む)

②工事着手日から工期内の完成検査日まで従事していた場合。ただし、完成検査日が確認できる資料(検査結果通知書、引渡書、請負工事成績評定通知書等)を提出すること。

※技術者の従事期間と契約工期が一致しない場合で、次の③④いずれかに該当する「工事現場への専任を要しない期間」を含む工事を申請する場合は、発注者と建設業者の間で取り交わした書面により、その期間が明確に確認できる設計図書もしくは打合せ記録等の資料を添付すること。なお、添付が無い場合は、契約工期を基本に従事期間を判定するものとする。

③工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

④橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

※工事着手日とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む。)の初日をいう。

※同種工事の施工経験(実績と認められるために必要な従事期間)

・従事状況が、工事着手日から工期末日まで(工期内完成検査の場合は完成検査日まで)の期間の50%以上且つ、該当工種に従事していることが確認できない場合は、実績として認めない。(%は小数点以下切り捨て)

※「同種性の認められる工事」及び「より同種性の高い工事」(実績と認められるために必要な従事期間)

・従事状況が、工事着手日から工期末日まで(工期内完成検査の場合は完成検査日まで)の期間の50%以上且つ、該当工種の従事期間が100%従事していることが確認できない場合は、実績として認めない。(%は小数点以下切り捨て)

※技術指導者を配置する場合は、氏名の右側に技術指導者と記載すること【例】氏名〇〇〇〇 技術指導者:会社名〇〇建設】

申請様式に関する留意点について(品質確保に有益な資格)

※赤字はR2.4～改定

(様式-8-1)

当該工事の品質確保に有益な資格

工事名: ○○○○工事

会社名:

当該工事での役職	
ふり氏名	
交付年月日	
登録番号	
有効期限	

※1) 海上工事施工管理技術者(I類、II類、III類)、空港工事施工管理技術者、海洋・港湾構造物設計士の資格者証(写)を添付すること。
なお、本資格を有しない場合は、本様式の提出は不要。

※2) 配置予定の主任(監理)技術者又は現場代理人が資格を有する場合は、有資格者がいずれの場合でも上記様式の必要事項を全て記載すること。なお、必要事項の記載が無い場合は評価しない。

※3) 同資格を有する者は以下のとおり配置しなければならない。

- ・主任(監理)技術者の場合は主任(監理)技術者の専任期間と同等以上の期間配置。
- ・現場代理人の場合は当該工事の従事期間配置。

※4) 現場代理人(技術指導者除く)で申請し受注した際は、上記申請者以外の配置でも構わない。

・配置予定の主任(監理)技術者又は現場代理人が資格を有する場合は、有資格者がいずれの場合でも上記様式の必要事項を全て記載してください。

申請様式に関する留意点について(登録海上起重基幹技能者)

※赤字はR2.4～改定

(様式-8-2)

登録海上起重基幹技能者の配置

工事名: ○○○○工事

会社名:

	配置する
登録海上起重基幹技能者の配置	

※1) 登録海上起重基幹技能者を配置する場合は、申請欄に「○」を記入すること。
なお、配置しない場合は、本様式の提出は不要。

※2) 以下、①及び②を満足する登録海上基幹技能者の配置が有る場合、加算点付与の対象とする。

①登録海上起重基幹技能者は、元請又は下請企業(専門工事業者)と直接的かつ恒常的な雇用(競争参加資格確認資料の提出期限日以前に3ヶ月以上の雇用関係)であること。

※「基幹技能者の活用」の評価対象者は、「主任(監理)技術者、現場代理人、技術指導者、担当技術者」を除く現場に従事する技能者とする。

※登録海上起重基幹技能者」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。

②該当工種の主作業船が稼働する期間の全てに従事することを条件とする。

※3) 契約後に監督職員が「登録海上起重基幹技能者講習修了証」及び「直接的かつ恒常的な雇用」の確認を実施する。

・登録海上起重基幹技能者を配置する場合は、本様式に「○」を記載し提出してください。

申請様式に関する留意点について(建設マスター等)

※赤字はR2.4～改定

(様式-8-3)

建設マスター(しゅんせつ工)[優秀施工者国土交通大臣顕彰]等の配置

工事名:○○○○工事

会社名:

	配置する
建設マスター(職種:しゅんせつ工) の配置	
建設ジュニアマスター (職種:しゅんせつ工)の配置	

※1)建設マスター又は建設ジュニアマスター(しゅんせつ工)を配置する場合は、申請欄に「○」を記入すること。
なお、配置しない場合は、本様式の提出は不要。

※2)以下、①及び②を満足する建設マスター又は建設ジュニアマスター(職種:しゅんせつ工)の配置が有る場合、加算点付与の対象とする。

①建設マスター又は建設ジュニアマスター(しゅんせつ工)は、元請又は下請企業(専門工事業者)と直接的かつ恒常的な雇用(競争参加資格確認資料の提出期限日以前に3ヶ月以上の雇用関係)であること。

※「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」の評価対象者は、「主任(監理)技術者、現場代理人、技術指導者、担当技術者」を除く現場に従事する技能者とする。

※「登録海上起重基幹技能者」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。

②浚渫工の施工期間全てに従事することを条件とする。

※3)契約後に監督職員が「顕彰状」、「技能職種」及び「直接的かつ恒常的な雇用」の確認を実施する。

・建設マスター又は建設ジュニアマスター(しゅんせつ工)を配置する場合は、本様式に「○」を記載し提出してください。

申請様式に関する留意点について(休業に伴う期間の考え方)

※変更なし

順序番号	ケース及び対応方法	(注)表中の休業とは、育児休業及び産前産後休業を示す。)	延長期間	(参考)取得状況に応じた実績及び表彰対象期間イメージ	
				実績対象期間の初日	実績対象期間の最終日
1	単年度内に連続6週間以上の休業を取得した場合。 ①単年度内の休業期間が連続6週間以上の場合、実績期間を延長。(単年度内の休業期間が連続6週間未満は延長しない) ②「①」を満たす年度が複数ある場合、満たす年度の数で実績期間を延長。			(単年度内に休業期間が連続6週間以上)→1年延長 (連続6週間以上)	
2	単年度内に6週間未満の休業を複数回取得した場合。 ①単年度内の合計休業期間が6週間以上であれば、実績期間を1年延長。(単年度内の合計休業期間が6週間未満は延長しない) ②「①」を満たす年度が複数ある場合、満たす年度の数で実績期間を延長。			(単年度内合計休業期間=6週間以上) (単年度内合計休業期間=6週間未満)	
3	連続した休業が1年を超える場合。 ①単年度内休業期間が連続6週間以上となる年度の数で、実績期間を延長。(単年度内休業が6週間未満は延長しない)			(単年度内に休業期間が6週間以上)→1年延長 (連続1年超)	
4	年度をまたぐ連続1年以下の休業で、またぐ年度に年度をまたがない別の休業が混在しない場合。 ①年度をまたぐ休業期間が連続6週間以上1年以下であれば、またぎ方に関わらず年度をまたぐ回数で実績期間を延長。(年度をまたぐ休業期間が連続6週間未満は延長しない)			(連続6週間以上1年以下)→1年延長 (連続6週間未満)→延長しない	
5	年度をまたぐ連続1年以下の休業で、またぐ年度に年度をまたがない別の休業が混在する場合。 ①単年度内の合計休業期間が6週間以上となる年度の数で、実績期間を延長。(単年度内の合計休業期間が6週間未満は延長しない)			(単年度内に合計休業期間が6週間以上)→1年延長 (1)+(2)=(6週間以上)→1年延長 (1)(2)	
6	実績対象期間の初日又は最終日をまたぐ休業で、実績対象期間内の休業期間が連続1年以下の場合。 ①初日又は最終日をまたぐ休業期間で、実績対象期間内の休業期間が連続6週間以上1年以下であれば、実績期間を1年延長。(実績対象期間内の休業期間が連続6週間未満は延長しない)			(実績対象期間内=連続6週間未満)→延長しない (実績対象期間内=連続6週間以上1年以下)→1年延長	
7	実績対象期間の初日又は最終日をまたぐ休業で、実績対象期間内の休業期間が連続1年超の場合。 ①初日又は最終日をまたぐ休業期間が、実績対象期間内で連続1年超であれば、実績対象期間内の単年度内の合計休業期間が6週間以上となる年度の数で実績期間を延長。			(実績対象期間内連続1年超)→1年延長 (連続6週間以上)→1年延長 (実績対象期間内連続1年超) (連続6週間未満)→延長しない	

産前産後休業及び育児休業に伴う技術者の実績及び表彰対象期間の考え方

工事・業務(共通)

対象となる休業

・産前産後休業

労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業

・育児休業

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業

延長対象項目

- ・技術者の施工経験を求める期間(工事)
- ・技術者の業務実績を求める期間(業務)
- ・技術者の表彰対象期間(工事・業務)

休業取得状況に応じた延長期間

- ・左に示すケース及び対応方法と延長イメージを参考に取得状況に応じた延長期間を確認してください。

実績期間を延長する場合

- ・産前産後休業及び育児休業を取得したことを証明する資料(様式:休業期間の証明について)を提出してください。